

新市街地整備技術支援委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年 8月

恵庭市 企画振興部 新ファーム本拠地整備室

1. 目的

本要領は、恵庭市（以下「本市」という。）が、新市街地整備技術支援委託業務を実施するにあたり、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下、「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

（1）業務名

新市街地整備技術支援委託業務

（2）業務内容

別紙「仕様書」による。

（3）履行期間（予定）

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 30 日

（4）予定価格

15,180,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 受託者選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者又は受託者となることができる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

（1）仕様書中の「4.資格要件」、「5.配置技術者」に記載の要件を満たすこと。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。

（3）経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、下記に掲げるものは除く。

①会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により更生手続開始の申立てをした者及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者。

（4）恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。

（5）恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）の規

定による指名停止期間中でないこと。

(6) 市税の滞納が無いこと。

(7) その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。

5. 本業務実施上の留意事項

本プロポーザルにおける企画提案は、受託候補者を選定するにあたり、その取組方法について提案を求めるものであり、支援業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な支援業務については、契約後、企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者と協議の上実施するものとする。

6. 実施方法

本プロポーザルにおける事業者の審査及び選定を行うため、新市街地整備技術支援委託業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱により、審査委員会を設置する。

審査委員会は、プロポーザルへの参加を希望する事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を審査し、総合的に評価した結果、最も評価の高い参加申込書を第1位の受託候補者とし、第2位のものを次点者として選定する。なお、参加者が1社のみの場合であっても、プレゼンテーションを実施する。

7. 実施スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

なお、日程については現在の予定であり、状況により変更となる場合がある。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年8月31日(月)
質問書提出期限	令和8年9月2日(水) 15時まで
質問の回答	令和8年9月4日(金)
参加申込書提出期限	令和8年9月8日(火) 17時必着
参加資格の確認結果通知	令和8年9月10日(木)
企画提案書等提出開始	令和8年9月11日(金)
企画提案書の提出期限	令和8年9月25日(金) 17時必着
プレゼンテーション	令和8年10月1日(木)
審査結果通知	令和8年10月上旬
契約締結	令和8年10月中旬
業務期間	契約締結の翌日～令和9年3月30日(火)

8. 関係資料の交付

(1) 交付資料等

交付資料は以下のとおりとする。なお、現地説明会は実施しない。

- ① 公募型プロポーザル実施要領および様式 1～8
- ② 仕様書

(2) 交付方法

恵庭市ホームページに各ファイルを掲載することとし、窓口配布は行わない。

9. 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、次のとおり質問書（様式 5）を提出すること。なお、質問書への押印は不要とする。

①提出期限

令和 8 年 9 月 2 日（水）15 時まで

②提出方法

電子メールにて以下のメールアドレスに送付

（事務局：farmseibi@city.eniwa.hokkaido.jp）

③回答方法

質問及び回答は取りまとめ、市ホームページに掲載

（掲載予定日：令和 8 年 9 月 4 日（金））

10. 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書等の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）
- ②会社概要及び実績報告書（様式 2）
- ③配置技術者の資格・実績等調書（様式 3～4）

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出方法

持参又は郵送等とし、郵送等の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和 8 年 9 月 8 日（火）17 時必着

(5) 提出先

事務局（詳細は「18. 事務局」を参照）

(6) 参加資格の審査

提出された各書類において参加資格の確認を行い、その結果を次のとおり通

知する。ただし、参加資格の確認通知日以降において参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

①通知予定日

令和 8 年 9 月 10 日（木）

②通知方法

電子メール

1 1. 企画提案書の作成

(1) 提出書類

①企画提案書（様式 6）

- ・企画提案書は、別紙「仕様書」に示す項目および様式 6 の内容に沿って作成すること。
- ・用紙は A4 を基本とし、項目ごとに 1 ページ以内とすること。
- ・図や表等の使用は差し支えないが、文字の大きさ等見やすさに留意すること。
- ・参加者が特定できる記述（企業名・個人名等）は使用不可。

② 参考見積書（様式 7）、見積内訳書（任意様式）

(2) 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※審査の公正を期すため、副本には参加者名（会社名）を記載しないこと。

(3) 提出方法

持参または郵送等とし、郵送等の場合は提出期限必着とする。

(4) 提出期限

令和 8 年 9 月 25 日（木）17 時必着

※期限までに提出が無い場合は辞退とみなす。

(5) 提出先

事務局（詳細は「1 8. 事務局」を参照）

(6) 提出書類の取り扱いについて

①提出後において、提出書類等の追加、変更、差替え、再提出及び撤回は認めない。

②提出された企画提案書等の書類は、審査終了後も返却しない。

提出された書類は、恵庭市情報公開条例（平成 6 年条例第 1 8 号）の規定による、開示請求の対象となることがある。

1 2. プレゼンテーションについて

(1) 実施日

令和 8 年 10 月 1 日（木）

※時間、会場については、事前に通知する。

(2) 実施時間

1 事業者につき概ね 20 分以内

(プレゼンテーション 10 分以内、質疑応答概ね 10 分以内) とする。

(3) その他

- ①プレゼンテーションは非公開とする。
- ②プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととする。説明のスタイルは自由とする。
- ③追加提案の説明は認めない。
- ④パワーポイント等を利用した説明は認めるが、パソコン等は持参すること(プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。)
- ⑤ 会場に入室できる者は 1 事業者 4 名以内とし、主任技術者は必ず出席すること。
- ⑥ 審査の公正を期するため、プレゼンテーション出席の際は、名札等、事業者名が分かるものは着用しないこと。
- ⑦ 受託候補者の選定後、次の各号に掲げる事項を恵庭市ホームページにより公表するものとする。
 - (ア) 業務名称
 - (イ) 受託候補者の名称及び評価点
 - (ウ) 受託候補者以外の者(名称は匿名とする。)の評価点

1 3. 選定方法

- (1) 審査項目及び配点については別表のとおりとする。
- (2) 評価基準書に基づき、提案書、プレゼンテーション等の審査により選定を行う。

審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、見積金額が最も低い提案を 最優秀提案とする。
- (4) 評価点の合計が 60 点未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が 1 者であっても、評価点の合計が 60 点以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ①提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ②提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ③プレゼンテーション(ヒアリング)に参加しなかった者
 - ④審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - ⑤見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 4. 契約の締結について

当該受託候補者は、市と協議の上、発注業務仕様書を作成し、提案書により提示された見積価格の範囲内で見積書を提出する。市は、見積価格の範囲内であることを確認後、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

1 5. 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 参考見積額（税込）が「2. 業務概要」中、「(4) 予定価格」を超えている場合

1 6. 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

1 7. 参加者の辞退

参加申込書提出後及び企画提案書の提出後、都合によりプロポーザルを辞退する場合は、速やかに事務局まで連絡の上、辞退届（様式8）を提出すること。なお、既に提出された書類等は返却しない。

1 8. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する全ての経費は、事業者の負担とする。
- (2) 各提出資料は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 電子メール等の通信事故は、市はいかなる責任も負わない。
- (4) 提出された申請書等については、事業者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本事業の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ・ 事業者が提出した申請書等について、市が必要と認める場合
 - ・ 恵庭市情報公開条例（平成6年条例第18号）の規定が適用される場合

1 9. 事務局（問合せ及び書類提出先）

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市 企画振興部 新ファーム本拠地整備室 担当：廣瀬(ひろせ)、今野(このの)

電話番号 0123-33-3131（内線3607） FAX 番号 0123-33-3137

電子メール farmseibi@city.eniwa.hokkaido.jp

(別表)

新市街地整備技術支援委託業務に係る公募型プロポーザル方式審査項目及び配点

評価項目		評価の観点・基準	配点
業務実績	事業者実績	道路及び橋梁に関する計画、設計又は技術支援業務の実績を有しているか。	5
	配置技術者	配置技術者について、仕様書に定める資格と同等以上の専門性を有する資格を保有しているか。	5
	小計（定量的評価点）		10
提案 (実施方針)	業務目的及び課題の理解	本業務の目的及び業務範囲を的確に理解し、仕様書の内容を踏まえ、本業務において想定される課題や留意事項が具体的かつ適切に整理されているか。	10
	業務遂行方針および積極性	発注者からの依頼等に対する業務の進め方が具体的に示されているとともに、技術的提案等を行うための積極的かつ実効性のある取組みが示されているか。	15
	実施体制	道路、橋梁、都市計画、建築等の各分野について適切な技術者が配置され、役割分担が明確であるか。	10
	小計		35
提案 (企画設計)	橋梁・構造物に関する技術支援	橋梁、擁壁及びカルバート等の構造物と周辺施設との取合いについて、比較検討及び課題整理並びに技術的支援の手法は適切であるか。	15
	道路・交通動線に関する技術支援	道路線形、車両・歩行者動線、道路構造、周辺施設との取合い及び交通安全上の課題について、比較検討及び課題整理並びに技術的支援の手法は適切であるか。	15
	都市側施設とファーム関連建築施設の計画調整	都市側施設とファーム関連建築施設について、相互に影響すると想定される条件を的確に把握・課題整理し、実現性のある調整案を作成する手法が適切であるか。	15
	小計		45
コスト	見積金額（定量的評価点）	$10 \times (\text{見積限度額} \div \text{提案価格}) (\%)$	10
総合点			100